

立憲民主党
参議院議員
(自治労組織内議員)

岸まきこ

公式HPや
各種SNSで、
日々の活動も発信中!



自治労神奈川

JICHIRO
KANAGAWA

発行/自治労神奈川県本部
住所/横浜市南区高根町1-3
地域労働文化会館3階
045-251-9711

発行人/藤沼 宏幸
編集人/中野 雅臣

1部/20円
(組合員の購読料は組合費の中に含む)



6月はジェンダー平等推進集中月間

誰もが安心して働き続けられる 職場環境の構築を

県本部におけるジェンダー平等推進闘争は、あらゆる機会に要求・交渉を行う通年の取り組みとして、労働組合・職場・社会の分野でのジェンダー平等をめざすもの。

とりわけ6月は、連合の「男女平等月間」や、自治労の「ジェンダー平等推進集中月間」などが取り組まれることから、ジェンダー平等推進集中月間とし、各種運動を展開しジェンダー平等を推進する。

本年は「男女雇用機会均等法」制定から40年、国際女性年(当時は国際婦人年)が提唱され、「国際女性デー」が制定されて50年、そして女性のエンパワメントに関するアジェンダで優先的に取り組む12の重大問題領域(女性と貧困、女性に対する暴力、女性の人権、女兒など)が明記された「北京宣言および行動綱領」が採択されて30年と、ジェンダー平等の実現に向けた運動に関する節目の年である。

あらためて、女性のエンパワメントを発揮し、職場で女性の能力が最大限発揮できる環境を整えることにより、多様性を尊重した社会全体の変革と、

獲得目標(8項目)

- 1 改正女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の達成状況を労使で確認すること。また、職場の状況を十分に把握・分析した上で、目標達成にむけた協議を進めること。
- 2 すべての職場で、女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法の「一般事業主行動計画」の策定を進め、仕事と家庭の両立支援制度を拡充・促進すること。(民間)
- 3 男性の育児休業・介護休暇の取得を促進すること。また、希望する職員が取得できるよう、代替の配置など職場環境の整備を具体的にを行うこと。
- 4 不妊治療休暇を取得しやすい環境整備を醸成すること。
- 5 正規労働者との均衡・均等に基づき、非正規労働者の労働条件を改善すること。とりわけ、育児に関わる休暇について、「子の看護休暇の有給での取得」などの制度化をはかること。
- 6 セクシュアルハラスメント、マタニティ・ハラスメント、カスタマーハラスメント等について、職場実態を把握した上で、防止措置や対策を強化すること。
- 7 結婚休暇をはじめとした休暇制度、扶養手当などの賃金制度において、同性パートナーを対象とできるように見直しを行うこと。
- 8 職場の独自課題、積み残し課題の克服をはかること。



持続可能な発展を促進していくことの重要性を再認識する必要がある。

2025春闘の最重点課題である「人員確保」は、職員の労働環境に関わる重要な課題。仕事と生活の調和のため仕事と育児・介護などの両立支援に向けた人員の確保・環境整備を進めるためには誰もが対等・平等で人権が尊重される差別のない職場環境などのジェンダー平等の実現が不可欠となる。

ジェンダー平等の職場づくりは、①採用や配置、昇任、賃金、退職などのあらゆるステージで、男女格差が解消され、個性や能力が十分に発揮される、②方針決定過程へ男女が対等に参画し、活力ある職場となる、③労働環境を向上させることが、女性も男性もいきいきと働くことができることにつながる、が重要な取り組みであることを労使で確認するとともに、獲得目標(8項目※左記)提起し取り組み推進を行う。

ジェンダー平等はただの目標ではなく、持続可能な社会をつくるための基礎であり、この理念のもと、未来へ向けて前進を続けていく必要がある。職場の声を集約し、誰もが安心して働き続けられる職場環境を構築していこう。

学習会のお知らせ

女性が健康で働き続けるために

講師 百合レディスクリニック
丸本 百合子さん

日時 8月6日(水) 18:30~20:00

会場 神奈川県地域労働文化会館

※参加申込・詳細については各組合役員まで



沖縄戦の実相 肌で感じ 戦後80年 あらためて当たり前の平和を考える

復帰53年を迎えた沖縄で「第48回5・15平和行進」が行われ、「戦後80年基地のない沖縄を 平和な日本を 戦争のない世界を」を基本スローガンに、県本部から10組合30人が参加した。

沖縄に次ぐ第二の基地県である神奈川。沖縄戦の実相や現在の基地問題を肌で感じ、あらためて当たり前の平和を考える機会となった。

平和への思い込め行進

結団式で主催者は「復帰後も米軍基地があるがゆえに事件・事故が後を絶たない。沖縄がおかれている不条理を実感し各地に持ち帰り現状を訴え、ともに取り組んでほしい」と述べ、翌日の行進に向けて参加者全員で意思統一。

普天間基地を包囲する形で南北に分かれた平和行進では、神奈川は嘉手納基地コースを行進。全国から参加した代表者がシュプレヒコールを行いながら、永遠と続く基地のフェンス沿いを約2,300人の行進団が歩を進めた。



行進後に行われた県民大会で、沖縄県の玉城デニー知事は「復帰から53年経った現在も、広大な米軍基地の存在が沖縄振興の障害となり、県民生活にさまざまな影響を及ぼしている。戦後80年の節目の年、平和で豊かな沖縄を実現させるため、平和を考える機会を創出したい。東アジアを再び戦場にしないなど、沖縄戦で得た教訓を正しく次世代に伝え、平和を希求していく。うちなーの肝心を世界に発信し、共有することを一緒に呼び掛けていこう」と決意を述べた。



南部戦跡を巡り 多くを感じる

戦後80年を迎えるなか、あらためて労働組合がな

ぜ反戦・平和運動に取り組むのかを考え、これまでの県本部運動の歴史の継承を目的とし、今年度は平和行進の後段に独自企画として平和学習を実施。



自治労沖縄県本部の青年部のメンバーを平和ガイドに、ひめゆり資料館、沖縄平和祈念資料館、沖縄陸軍病院南風原壕群20号、南風原文化センター資料館などを巡り、沖縄戦の悲惨な歴史の現状を目の当たりにした。

語り継ぐ沖縄戦の歴史

戦争体験者が減少するなか、戦争の実態を後世に伝える戦争遺跡の荒廃も大きな課題となっている。また、台湾有事を煽り自衛隊配備などが強化されている八重山地域。こうした現状について、石垣市職労の小浜崇嗣さんは「聞き取り調査や文献史料の収集、発掘調査による情報を蓄積することにより戦争の悲惨さについて語り継ぐことができるのではないかと記録の保護を訴えるとともに、現在の八重山の現状について「有事を想定した大規模訓練や避難計画など地元は翻弄されている」と話す。

最後に、沖縄県本部の前底伸幸執行委員長は「沖縄で見た・聞いたことについて、それぞれ地域に戻って沖縄を含め今後の日本社会をどうするのか危機感を持って労働組合として声を上げることが重要。私たちの生活を守るために神奈川を含め、全国と連帯して取り組みを進めていきたい」と締めくくった。

参加者の声

川崎交通労組 松浦 哲也さん いま当たり前にある平和が決して当然のものではなく、多くの悲惨な犠牲と必死な努力の上に築かれているという認識を持つことができた。

また、記憶を風化させないことの大切さを痛感した。証言映像の話聞き、平和を守るためには次の世代へと語り継ぎ、常に平和とは何か？と真剣に考え続ける必要があると感じた。

相模原市職労 西島 将さん 約12キロの嘉手納コースを実際に歩き、目にする風景や聞こえてくる言葉の一つひとつが胸に響き、これまでニュースでしか知らなかった沖縄の現実が、急に自分ごとのように感じた。

行進で出会った方々のまっすぐな思いに触れ、あらためて「平和って何だろう」と考える時間となった。基地の問題は難しいけれど、それを知らうとすること、関心を持ち続けることが大切だと実感した。

岸まきこ 参議院議員

これまでの軌跡



2017年

第90回自治労定期大会（新潟大会）で、2019年の参議院選挙に「あいはらくみこ」さんからバトンを引き継ぎ、組織内候補として擁立することを決定。

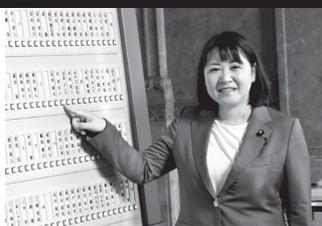


岸さんは「公共サービスの現場にあった政策を実現すること、組合員の暮らしを守りたいという思いで決断した」と力強く決意を述べた。

2019年

第25回参議院選挙で、15万7,849票で当選し、自治労の議席を守る。

初登院時「初心を忘れず、公共サービスを守り、地域の人々の暮らしを支えるため、地方自治・地方財源の確立に向けて全力をあげる」と語った。



2020年

新型コロナウイルス感染症の拡大。混乱が続くさまざまな自治体の課題を国会の場で訴え、現場で働く組合員の労働環境を守るため奮闘。

2021年

新型コロナの対応で長時間労働が常態化している実態について「自治体の労働基準監督機能におけるチェック体制の不備」などを総務委員会で指摘。

2022年

地方自治体で働く男性職員の育児休業に関し質疑。地方自治体間の取得率の格差の課題について「地方自治体で働く職員から変えていくことが、その地域の民間企業における男性職員の育休取得推進にもつながる」と訴えた。

2023年

会計年度任用職員の処遇改善に向け、現場で働く組合員の声を基に総務委員会で「会計年度任用職員の存在意義や重要性」「全ての自治体で勤勉手当支給をすべき」などを訴え続けた。

総務大臣から、「会計年度任用職員の賃金・労働条件は常勤職員に合わせるべき」との回答を引き出すなど、地方自治法改正に大きく寄与。

2024年

6月に成立した地方自治法改正のさまざまな課題について国会で追及。残念ながら採決が行われ可決となり、悔しい思いも。立法事実もないのに国の指示権拡大を行えるという地方分権に逆行する改悪となった。



2025年

予算委員会で、ホームヘルパーについて、老老介護ならぬ支える側も高齢者という課題を取り上げるとともに、実体験を踏まえて、年金・介護問題を質疑。



2期目に向けた 抱負

7月には参議院議員選挙が行われます。立憲民主党の議席を拡大し、私「岸まきこ」も2期目の議席を得るのが一番の目標です。

これまで引き継いできた「自治労の議席」を堅持するとともに、現場で働く組合員を守るため、少しでも働きやすい職場をつくるため、引き続き、自治労組合員の代表として政府に改善を求めています。そして、立憲民主党は参議院から

政権交代をめざすべく、各選挙区、比例区の候補者の総力を出し切って議席を拡大することが必要となっています。そのためには、第27回参議院神奈川選挙区「牧山ひろえ」と比例代表「岸まきこ」の必勝、が求められます。この両方で議席拡大をはからなければ政権交代にはつながりません。その第一歩として、今夏は非常に大事な選挙になります。だからこそ私自身、議員としての活動の一つひとつに気合いを入れて取り組まねばと改めて強く決意します。

岸まきこ 神奈川へ 現場の課題を意見交換

横交大会

地域を支える交通労働者の処遇改善と公共交通を守るべく頑張ると決意表明



横浜市内の介護事業所（デイサービスと訪問介護）、福祉作業所、協働スペースを訪問

予算委員会における介護課題の質疑内容や、介護や福祉の現場の実態を共有



自治退神奈川県本部の大久保会長と対談



商品券問題、高額療養費の自己負担引き上げ、年金制度改革法案など国会情勢を意見交換

川崎市職員家族大運動会

組合員・家族のみなさんと交流。学校給食の安全を守るための改善策などの意見や要望を伺う。



かながわ労働センター 訪問

解雇やハラスメントなどの労働相談、労働教育、あっせんなどの労働行政の課題を共有



自治労神奈川県本部は参議院神奈川選挙区において

牧山ひろえさんを
推せんし応援
しています。



参議院議員(三期)の
実績と経験

牧山ひろえ

物価高から生活を守る

- ◆物価高に負けない賃金UPを!
- ◆食料品の消費税を0%に!
- ◆ガソリン価格の25円引下げ (暫定税率の早期廃止)

食料品
消費税
0%

2児の母としての子育てと老親の介護の
ダブルケアを体験

「真面目に働くことが
幸福に結びつく社会」の実現を!

- ・保育士・介護士の処遇の大幅改善
- ・少人数学級の実現と虐待死ゼロ
- ・議員外交の推進 等

- ・望まない非正規雇用を生まない法整備を。
- ・労働基準監督署を機能強化し、働く者を守る労働法の厳格適用を。



参議院経済産業委員長
国際弁護士 元TBSディレクター



牧山ひろえはその政策活動が評価され、三度にわたり「三ツ星国会議員」として表彰されました。

自治労野球大会(予選) 熱戦制し藤沢が頂点 10月の関東甲大会へ



5月20日・21日にかけて、「全日本自治体職員等スポーツ大会 第45回神奈川大会(軟式野球)」を大和スタジアムにて開き、ブロック予選を勝ち抜いた7チーム(相模原・川崎・横須賀・秦野・横浜・厚木・藤沢)によるトーナメント戦が行われた。

大会2日間を通じ、ロースコアの熱戦が多く繰り広げられ、県内単組の投手層の厚さが光り輝いていた大会となった。

決勝戦は、準決勝にて延長戦で勝敗がつかず、特

別延長戦の末、決勝に進出した藤沢市職労と安定した投手力と長打力が持ち味である昨年の覇者・相模原市職労との対戦となった。

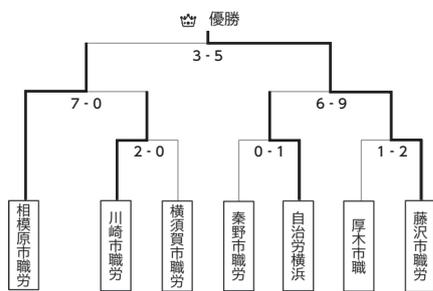
試合は、初回、藤沢市職労の先発久野選手が、先制点を許すも、その後は、相模原打線を封じ込めた。その後も長瀬選手・入江選手と見事な投手リレー、そして隙のない藤沢ベースボールで強豪相模原市職労を寄せ付けない試合展開となった。

5-3で、藤沢市職労が相模原市職労を破り、2023年以来、2年ぶり17度目の優勝となり、組合員が躍動する名勝負が幕を閉じた。

また、優勝した藤沢市職労は10月に埼玉県熊谷市



で開催予定の関東甲地連大会への出場が決定し、神奈川県代表となった。関東甲地連大会でもさらなる躍動が期待される。



聞いてよ 岸まきこさん

地域資源としての活用も重要です。

〈公営競技評〉



公営であることの意義をもう一度

2020年4月の地方公務員法の改正により会計年度任用職員に位置付けられ処遇の改善が進みましたが、休暇制度などの福利厚生、継続雇用の問題など解決すべき課題は残されており、民間雇用の職場においては継続雇用や処遇面での課題などを抱えています。

また、公営競技場は自治体財政への貢献をはじめ、地域住民が集う場所としての要素や災害時の拠点利用など地域資源として活用が求められ

ており、公営競技の社会的な役割や位置づけをあらためて構築し、従業員の雇用を守り処遇や労働条件を整備していくことも必要です。公営競技のネット投票のポータルサイト手数料の問題や競馬厩務員の長時間労働と処遇の問題など、国会議員有志による公営競技政策議員懇談会においてもさまざまな課題を共有しています。議員懇談会の仲間とともに継続して課題の改善に取り組んでいきます。



公営競技場では民間委託がすすんでいます。

県内では新規採用が30年程なく、民間委託が徐々にシフトし、職員が少なことで業務範囲が広がっています。また、委託先の雇用条件が悪く、人の入れ替わりが激しくサービスの低下につながっていると思っています。

私たちの代表を
みんなで応援しよう



YouTube
きしまきちゃんねる

チャンネル登録&高評価をお願いします!

『夫の無念晴らしたい』

妻・早智子さんが
涙ながらに訴え

—— 狭山市民集会 ——

5月23日に開かれた狭山事件の再審を求める市民集会には、全国から1,200人の参加者が集まった。

32年の獄中生活を余儀なくされた石川一雄さんは、1994年12月に仮出所したのち、異議申立の第3次再審査請求の闘いを続けてきたが、今年3月、86歳で失意のうちに死去。

石川さんの無念を晴らすべく、妻の石川早智子さんは4月4日に第4次再審請求を東京高裁に申し立てた。

集会で、石川早智子さんは「今日の集会に頑張って2人で行こうと話した言葉が最後となった。第3次再審で裁判長は10人も変わりながら、とうとう一度の鑑定人尋問も、証人尋問も行われることはなかった。検察は証拠開示せず、石川の闘いを踏みにじり続け、何としても夫の無念を晴らしたい。亡くなった今もかかっている『見えない手錠』を外したい」と涙ながらに第4次再審の支援を訴えた。

国会では、超党派の「えん罪被害



者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が結成され、全国会議員の過半数の議員が参加し、再審法改正案を議員立法として国会に提出しようとしている。

第4次再審開始に向け、証人尋問の実施と再審開始を求めるあらたな署名などの支援を行っていく。

連載 自治研センターレポート

「政治活動の自由」について考える

神奈川自治研センター事務局長 野坂智也

■地方公務員に対しては公職選挙のたびに「政治的中立性に対する疑義を招かないように云々」などの依命通達が発せられる。実はこの「政治的中立性」が拡大解釈されていて、地方公務員は政治的主張が制限されていると思っているフシはないだろうか。■「政治的中立」とは政治的意見を持たないことではない。明治大学教授の江島晶子さんは、「政治に関心がないというのも、政治にコミットしないという一つの立場。消極的にせよ現状肯定の効果がある。政治的意見を持たないから中立になるわけではない」と指摘する(2023.6.26朝日デジタル)。多様な価値観でこの社会は成り立っており、少数意見を大切にしながら多様な意見をくみ上げることが民主主義社会では重要だ。

■だから、憲法が保障する表現の自由としての政治活動の自由は、民主主義社会の基礎であり不可欠の権利である、と理解されるのである。公務員にも当然、この政治活動の自由は保障されているが、「政治的目的」をもってする一定の「政治的行為」が制限されている。この制限の目的について江島教授は「公務員がその職務や立場を利用して、利用しない場合よりも自分の政治的意見を伝えやすくしてはならないということ」と分かりやすく解説する。公務員の「地位利用の禁止」のことだ。■国家公務員法はきわめて広範多岐にわたって政治的行為を制限し、刑事罰を付している。他方、地方公務員法はかなり限定したうえで、刑事罰の対象とはしていない。国家公務員法は成立の時代背景もあり「規制をし過ぎ」、後に成立した地方公務員法は「規制を緩和した」と言われている。■憲法改正手続きの国民投票制度につい

て、国会でも公務員の政治的行為の制限をめぐる議論があった。公務員はその地位を利用した国民投票運動は禁止されているが、国民投票運動及び憲法改正に関する意見の表明は自由にできる。なお、国民投票運動については、人を選ぶ公職選挙と違って、憲法という国の最高法規のあり方を決定するものなので、できる限り自由闊達に運動が展開できることが望ましく、罰則も必要最小限のもので足りる、との認識が国会議論でも共有されている。■しかし、これに異を唱える右派論客もいる。皇學館大学の富永健教授は「国民投票運動が自由に行われることになれば、公務員の労組が大規模な反対運動を展開するであろうことは想像に難くない」、日本大学の百地章教授は「公務員や教員の組織的な国民投票運動が自由とされれば、労働組合や教職員組合の指令のもと、全国の庁舎や校舎に憲法改正反対の垂れ幕やポスターが氾濫し、行政や教育に対する国民の不信感は甚だしく増大するであろう」などと述べる。公務員の政治活動は制限しろ、というわけだ。これらは労働組合の政治活動の自由を嫌悪する意見だろう。■労働組合が、労働者の労働条件の改善や経済的地位の向上を主たる目的としつつ、付随的に政治・社会の問題を取り上げる政治活動は何の問題もない。労働条件と政治・社会問題は不可分だから規制されるいわれも必要性もない。■自由闊達な議論こそが民主主義社会を鍛える。もっと日常的に政治を語る文化が地方公務員には必要とされているのではないだろうか。自由な議論が望まれる憲法改正について「関心がない」が許されるだろうか。投票率の低下も危惧されるが、政治参加は投票だけではない。政治活動の自由はもっと幅広いのだ。地方公務員が黙ってはいはもったいないではないか。